

視覚障害者等への図書館サービス

大阪市立中央図書館 東 泰江

1 図書館利用における「社会的障壁」とは

1-1 アクセス

- ・公共交通機関の利便性
- ・最寄り駅またはバス停からの歩行の安全
- ・図書館出入口の分かりやすさ

1-2 設備

- ・建物内の移動がスムーズに行えるか
- ・利用者用端末などの機器設備が利用できるか
- ・用意にサポートを求めることができるか

1-3 資料、サービス

- ・一般の利用者と同じようにサービスを受けられるか
- ・直接利用可能な資料が所蔵されているか
- ・障がい者サービス用資料が容易に閲覧できるか
- ・図書館に来館せずに受けられるサービスがあるか
- ・各種催しへの参加が容易にできるか

1-4 各種案内・広報

- ・一般の利用者と同じ程度の情報が入手できるか
- ・利用案内が分かりやすくなっているか
- ・活字版以外の方法で情報を入手できるか
- ・館内に掲示している情報が来館しなくても分かるようになっているか

2 「視覚障害等」とは

2-1 「障害」のとらえ方（社会モデル）

I C F 国債生活機能分類

心身機能・構造 活動 参加

環境因子 個人因子

2-2 視覚障害とは

①視力

0.01以下の視力は、指数弁・手動弁・光覚
全盲・弱視（ロービジョン）、先天盲・中途失明（中途障害）など

②視野

人間の視野は、片眼で約160度、両眼で約200度。
中心で、文字などの静止した物を感知し、周辺で動きを感知する。
視野狭窄、視野欠損、中心暗転など。

☆視野狭窄体験 h p

<http://www.dokidoki.ne.jp/home2/nobusan/pinhole/>

③色覚

以前は色盲・色弱と言っていたが、現在は、色覚異常・色覚障害・色覚特性など
という。

赤緑色覚異常は、日本人男性で20人に1人、女性で500人に1人といわれる。
他に、青黄色覚異常もある。

☆カラーユニバーサルデザイン推奨配色セット

<http://jfly.iam.u-tokyo.ac.jp/colorset/>

④視覚認知

眼球機能には問題ないが、視覚情報を処理し認識することに困難がある。

☆視覚と学習 | 視覚発達支援センター

<http://www.ikushisya.com/gakushu.html>

2-3 「活動制限」と「参加制約」

①行動（移動・外出）

移動補助具の使用（白杖、車椅子など）
身体障害者補助犬の使用（盲導犬、介助犬、聴導犬）
外出補助者の使用

②情報アクセス

点字、拡大文字による読み書き
読書補助具の使用

オーディオ器機・パソコンなどの使用
対話による情報

- ③コミュニケーション
 - 障害受容と障害理解
 - 互いの遠慮や偏見
 - 配慮と排除

2-4 「障害」の個人差の要因

- ①障害の発症磁気と程度
- ②障害受容とリハビリ
- ③支援機器の活用
- ④支援者との関わり（家族を含む）
- ⑤経済的負担

2-5 視覚障害以外の読書障害

- ①盲ろう者（盲ろう、弱視ろう、盲難聴、弱視難聴）
- ②瞼を開けておくことが難しい
- ③文字の読み書きに困難を持つ学習障害者
- ④読書するための集中ができない
- ⑤加齢による視覚機能低下
- ⑥本の固定ができない、ページがめくれない
- ⑦その他

3 具体的なサービス

3-1 資料の貸出

- ①代理人による利用

- ②郵送サービス

日本郵便の制度

点字郵便…内容が点字であること。だれでも無料。

・点字郵パック…内容が点字のみまたは点字用紙。郵パック料金の半額。

- ・特定録音物等郵便…発受施設の届出が必要。3kgまで無料。
- ・心身障害者用郵メール（図書慣用郵メール）…発受施設の届出が必要。
3kgまで、ゆうメールの半額。

③宅配サービス

図書館職員または協力者、ボランティア等により個人宅へ直接資料を届けるサービス、

④資料の媒体返還

- ・点字データの印刷
- ・点字録音データをc d等のメディアに収録
- ・カセットテープ→デイジー、デイジー→カセットテープ
- ・点字録音データを携帯型端末等の機器やSDカードなどの記録媒体に入れる

⑤図書館間相互協力

☆サピエ（サピエ図書館）

<https://www.sapie.or.jp/>

☆NDLサーチ 障害者用資料検索

<http://iss.ndl.go.jp/>

☆国立国会図書館 視覚障害者への図書館サービス

<http://www.ndl.go.jp/jp/library/supportvisual/supportvisual.html>

3-2 対面朗読

利用者主体とした用語として、対面読書、対面リーディングともいう。

対面朗読は、資料閲覧を保証するための一つの方法であり、所蔵するすべての資料が対象となる。

利用方法は、主に図書館内の専用部屋により利用者が来館し利用する。

事前予約制が主流だが、音訳者が待機し随時利用できる方法もある。

読み手は、職員、協力者、ボランティアなど。

3-3 資料製作

①リクエストによる製作

図書館蔵書を利用者の希望により製作。

点訳・音訳・テキスト化・拡大・立体化等。

②プライベート製作

図書館所蔵の墨字資料を利用者の希望する媒体・方法により、個人使用を目的に製作し提供する。

または、利用者所有の資料を用い製作提供する。

著作権法第37条により製作した物は、複写しての譲渡も可能。

☆全視情協 各種資料

<http://www.naiiv.net/material/>

☆図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく

著作物の複製等に関するガイドライン

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/20100218.html>

☆公共図書館の障害者サービスにおける資料の変換に係わる図書館協力者導入のためのガイドライン

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/guideline0504.html>

☆音訳の部屋－読み方辞典

<http://hiramatu-hifuka.com/onyak/onyindx.html>

3-4 読み書きサービス

短時間ですむ代読や、書類への代筆を必要とするもの。

3-5 来館者への支援

- ・最寄り駅やバス停までの送迎
- ・書架案内、館内移動補助
- ・対面検索（代行検索）
- ・資料の簡易な読み上げ
 - ・障害者用機器の設置・利用支援
 - ・施設・館内設備、案内表示のユニバーサルデザイン化
- ・各種行事への参加支援
- ・災害時の障害者への対応

☆CA1119・障害をもつ利用者ならびに職員の災害時における避難計画 - 北村弥生 カレントウェアネス・ポータル

<http://current.ndl.go.jp/ca1119#main-content>

☆視覚障害者のための防災・避難マニュアル ―― 報告書 ――

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/h24_kentoukai/2/pdf/5_6.pdf

4 広報・PR

4-1 直接PR

- ・各種媒体での利用案内の作成配布（墨字、拡大文字、点字、カセットテープ、CD、デ
ィジー、テキストデータ、音声コードつきなど）
- ・図書館ホームページなどへの案内掲載
- ・視覚障害者等対象の図書館見学
- ・視覚障害者等団体・施設等での図書館案内
- ・視覚障害者等対象雑誌などへの情報掲載
- ・視覚障害者等対象の催しの開催

4-2 間接PR

- ・障害者サービス周知チラシの作成配布
- ・図書館ホームページなどへの案内掲載
- ・障害者サービス資料の開架、展示
- ・図書館見学での障害者サービス紹介
- ・自治体広報誌への案内掲載
- ・障害者関連のイベント開催
- ・職員向け研修やPR

☆近畿視情協トップページ

<http://www.lnetk.jp/>

5 今後の課題

- ・合理的配慮提供のための体制作りと相談先
- ・図書館館、関係機関とのさらなる連携、ネットワークの確立

☆合理的配慮等具体例データ集 内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>

☆合理的配慮実践事例データベース 特別行政法人国立特別支援教育総合研究所

<http://inclusive.nise.go.jp/>

6 参考資料

- ①「図書館のアクセシビリティ - 「合理的配慮」の提供へ向けて-」 野口武悟/編著 樹村房 2016.8
- ②「1 からわかる図書館の障害者サービス -誰もが使える図書館を目指して-」 佐藤 聖一/著 学文社 2015.2
- ③「見えない・見えにくい人も「読める」図書館」 公共図書館で働く視覚障害職員の会/編著 読書工房 2009
- ④「多様性と出会う学校図書館 -一人ひとりの自立を支える合理的配慮へのアプローチ-」 野口 武悟/編著 読書工房 2015.7
- ⑤「障害者サービスと著作権法(JLA 図書館実践シリーズ 26)」 日本図書館協会障害者サービス委員会/編 日本図書館協会 2014.9
- ⑥「高齢者と障害者のための読み書き支援 - 「見る資料」が利用できない人への代読・代筆-」 日本盲人社会福祉施設協議会情報サービス部会/編 小学館 2014.2
- ⑦「音訳・点訳のための読み調査ガイド -視覚障害者サービスの向上にむけて-」 北川和彦/著 日外アソシエーツ 2012.6
- ⑧「新バリアフリー建築物ガイドライン Q&A」 建築物等バリアフリー研究会/編著 大成出版社 2008.12
- ⑨「カラーユニバーサルデザインの手引き」 教育出版 CUD 事務局/編著 教育出版 2012.10
- ⑩「接客・接遇のためのユニバーサルサービス基本テキスト」 紀 薫子/著 日本能率協会マネジメントセンター 2010.9
- ⑪「見えない私の生活術 // 新納」 季温子/著 クリエイツかもがわ 2016.2
- ⑫「知っておきたい障がいのある人の SOS 3 見えにくい人の SOS」 河東田博/著 ゆまに書房 2015.5

⑬「同行援護ハンドブック 第2版 -視覚障害者の外出を安全に支援するために-」 松井奈美/編著 日本医療企画 2015.8

⑭「高齢者・障害者の災害時の避難支援のポイント」 災害時要援護者避難支援研究会/編著 ぎょうせい 2006.7

表1 身体障害者福祉法施行規則別表第5号

身体障害者障害程度等級表（視覚障害）

級別障害内容

1級 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの

2級1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの

2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの

3級1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの

2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの

4級1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの

2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの

5級1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの

2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの

6級 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの